

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成25年1月18日認可した。

平成25年1月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
高松市牟礼町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）松井池地区
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）金太郎地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）丸太地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）田渡地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中谷地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）白井池地区
”	単独県費補助土地改良事業（農道事業）赤尾農道地区
香南町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下道池地区
”	農業体質強化基盤整備促進事業（かんがい排水事業）香南地区不動線
”	農業体質強化基盤整備促進事業（かんがい排水事業）香南地区中下線
木田郡二股土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）鹿庭地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）二条地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）川上地区
”	農業体質強化基盤整備促進事業（かんがい排水事業）二股地区
香川県三郎池土地改良区	単独市費補助土地改良事業（農道事業）中三谷1号農道地区
”	単独市費補助土地改良事業（農道事業）平石東農道地区
”	単独市費補助土地改良事業（農道事業）山北農道地区